

特定非営利活動法人自立支援ネットにいがた 役職員等の利益相反等防止のための自己申告等規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自立支援ネットにいがた（以下「当法人」という。）における、法令又は当法人の定款・各規程・内規等に定める利益相反並びに特別な利益供与の禁止及び防止のため、役職員等の自己申告に関して必要な事項を定めることにより、当法人の公正且つ適正な事業活動の確保を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の役員、就業規則に定める職員（本規程において「役職員」という）に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程においては、次に掲げる用語は各号の定義によるものとする。

(1) 利益相反等の起因となる可能性のある状態等

当法人の役職員が当法人の職務を通じて、当法人と相反する若しくは特別な利益（金銭、地位、利権等、利益の種類を問わない）を自己又は第三者にもたらす起因となる可能性がある状態若しくは行為

(2) 利益相反となる取引

当法人の役職員が当法人の職務を通じて、当法人と相反する利益（金銭、地位、利権等、利益の種類を問わない）を自己又は第三者にもたらす取引

(自己申告)

第4条 役職員は、前条に規定する利益相反に関する状態等及び取引につき、就任時又は採用時には該当の有無及びその内容、新たに生じる時には事前にその内容に関し、事務局に対して書面により自己申告を行う。

2 前項の申告以降、申告事項の変更の有無及びその内容に関しては、定期的に毎年度当初に事務局に対して書面により申告する。

3 前二項における申告が理事長による場合は、監事に対して行う。

(申告後の対応)

第5条 前条第1項第2項の規定に基づく申告を受けた事務局は、理事長と連携して申告内容を確認した上、必要に応じて当該申告を行った者に対して当法人との利益相反の防止または適正化のために必要な措置を求める。

2 前条第3項の規定に基づく申告を受けた監事は、申告内容を確認した上、必要と判断した場合には詳細調査を行った後、必要に応じて当該申告を行った理事長に対して当法人との利益相反の防止又は適正化のために必要な措置を求める。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第4条の規定に基づく申告の内容及び提出された書面は、事務局において管理する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年12月3日から施行する。